

EV・PHV充電インフラ整備促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 EV・PHV充電インフラ整備促進事業（以下「本事業」という。）は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、空白地域又は道の駅に急速充電器を整備する者に対して、充電インフラ整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、EV・PHVを利用しやすい環境を整備し、その普及を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) EV

電気自動車のことで、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車のことをいう。

(2) PHV

プラグインハイブリッド自動車のことで、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車のことをいう。

(3) 急速充電設備

EV及びPHV（以下「EV等」という。）に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及びEV等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(4) 公共用急速充電設備

公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所（高速道路SA・PA等を除く。）に設置され、原則、24時間誰でも利用可能な急速充電設備をいう。

(5) 空白地域

原則、道のり15km以内に公共用充電設備が設置されていない地域をいう。

(6) 道の駅

国土交通省に登録されている道の駅をいう。

(7) 国補助金

一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、定格出力が50kW未満の急速充電設備を導入するもの（国補助金の交付決定を受けたものを除く。）で、その種類、補助交付申請要件、補助対象経費、補助対象者、補助率及び補助上限額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

なお、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(災害時における充電要請への協力)

第4条 補助金の交付を受けた者（リース契約により設置する場合は使用者）は、災害等による停電発生時に県内避難所等へ電力供給するための電動車等に対する県からの充電要請に協力するよう努めること。なお、リース契約により設置する場合は、リース契約書等にその旨を明記すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

別表第1

種類	補助交付申請要件	補助対象経費	補助対象者 (注1)	補助率	補助上限額
1.空白地域への充電設備設置事業	<p>栃木県内の空白地域に次の要件を全て満たす公共用急速充電設備を設置すること。</p> <p>なお、入替設置にあつては、既存の公共用急速充電設備が、設置してから5年以上経過しており、それが撤去されれば空白地域の要件を満たすものとなること。また、新規に設置する充電設備と入れ替えに当該既設充電設備を撤去すること。</p> <p>① 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金など県が認める料金の徴収は可とする。</p> <p>② 充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p> <p>③ 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況、空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告において掲載先等を報告することも可とする。</p>	急速充電設備 (国補助金の補助対象充電設備(型式)に限る)の購入費及び設置工事費等	法人又は個人	充電設備の定格出力に対し 10万円/kW	500万円
			市町	充電設備の定格出力に対し 8.8万円/kW	
2.道の駅への充電設備設置事業	<p>栃木県内の道の駅に公共用急速充電設備を設置すること。</p> <p>なお、新設の道の駅で国土交通省に登録されていない場合は、登録に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであること。また、入替設置については、既設充電設備を設置してから5年以上が経過していること。</p> <p>① 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金など県が認める料金の徴収は可とする。</p> <p>② 充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p> <p>③ 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況、空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告において掲載先等を報告することも可とする。</p>	急速充電設備 (国補助金の補助対象充電設備(型式)に限る)の購入費及び設置工事費等	法人又は個人	充電器の定格出力に対し、 10万円/kW	500万円
			市町	充電器の定格出力に対し、 8.8万円/kW	

注1 (1) 次に掲げる全ての要件に適合している必要がある。

ア 県税の滞納がないこと。

イ 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(2) リース契約により設置する場合は、リース会社を補助対象者とする。